



T&amp;D保険グループ

平成 21 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社T&Dホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 宮戸 直輝  
 (コード番号 8795 東証・大証第一部)  
 問合せ先 広報部 関山 恵太  
 (TEL 03-3434-9181)

### 新株式発行及び株式売出し並びに 新株式発行に係る発行登録の取下げに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、平成 20 年 9 月以降の金融危機や実体経済の低迷が継続する中においても、株式等リスク資産の圧縮やお客さまのニーズに対応した商品・サービスの提供など、当社グループの強固なビジネスモデルの維持・向上のための基礎固めを行ってまいりました。

一方、金融システムの安定化に向けた国際的な規制見直しの動きや金融機関の「資本の質」強化への取り組みを背景に、生命保険会社についても資本の量と質の両面を重視する方向へ規制の枠組みが変化しつつあります。

こうした中、当社は中核的自己資本の増強により財務基盤の安定化を図るとともに、グループとしての資本政策の柔軟性を高め、将来的な投資余力の確保を通じて更なる成長に繋げていくことが今後の経営戦略上不可欠と判断いたしました。

今後、本件を通じて、強固なグループ財務基盤を構築し、当社グループの競争力の源泉である傘下生命保険会社各社による企業価値向上の実現と、更なる事業規模・事業領域の拡大を志向してまいります。

記

#### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数           | 普通株式 58,100,000 株   |
| (2) 払込金額の決定方法            | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により平成 21 年 12 月 9 日(水)から平成 21 年 12 月 15 日(火)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。                      |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| (4) 募集方法                 | 一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱UFJ証券株式会社及び岡三証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。一般募集の共同主幹事  |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書を米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに全ての領土を含む。)向けに出版、配布、普及その他発信することは禁止されています。この文書に記載されている証券は、1933 年米国証券法(改正を含む。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づく証券の登録に係る免除を受けない限り、米国において募集又は販売することが禁じられております。

会社は、野村證券株式会社（事務主幹事会社）及び大和証券エスエムビーシー株式会社とする。

なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 21 年 12 月 16 日（水）から平成 21 年 12 月 21 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、①発行価格等決定日が平成 21 年 12 月 9 日（水）の場合は平成 21 年 12 月 16 日（水）、②発行価格等決定日が平成 21 年 12 月 10 日（木）の場合は平成 21 年 12 月 17 日（木）、③発行価格等決定日が平成 21 年 12 月 11 日（金）の場合は平成 21 年 12 月 18 日（金）、④発行価格等決定日が平成 21 年 12 月 14 日（月）又は平成 21 年 12 月 15 日（火）の場合は平成 21 年 12 月 21 日（月）とする。
- (8) 申込株数単位 50 株
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 8,710,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における需要状況を勘案し、当社株主から借入れる当社株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 50 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書を米国（米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに全ての領土を含む。）向けに出版、配布、普及その他発信することは禁止されています。この文書に記載されている証券は、1933 年米国証券法（改正を含む。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づく証券の登録に係る免除を受けない限り、米国において募集又は販売することが禁じられております。

### 3. 第三者割当による新株式発行 (後記<ご参考> 1. を参照のこと。)

- |   |   |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 普通株式 8,710,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法   | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| (4) 申込期日  | 平成21年12月25日(金)  |
| (5) 払込期日  | 平成21年12月28日(月)  |
| (6) 割当先   | 野村証券株式会社  |
| (7) 申込株数単位  | 50株   |
| (8) 上記(4)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取止める。                                       |   |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。 |   |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。   |   |

### 4. 新株式発行に係る発行登録の取下げ

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 取下げた発行登録の概要     |   |
| ①提出日                | 平成21年11月5日(木)                                       |
| ②募集有価証券の種類          | 当社普通株式  |
| ③発行予定期間             | 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで<br>(平成21年11月13日～平成22年11月12日) |
| ④発行予定額              | 1,200億円を上限とする。                                      |
| (2) 発行登録による新株式の発行実績 | なし  |
| (3) 発行登録の取下げ理由      | 発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしたため。              |

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書を米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに全ての領土を含む。)向けに出版、配布、普及その他発信することは禁止されています。この文書に記載されている証券は、1933年米国証券法(改正を含む。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づく証券の登録に係る免除を受けない限り、米国において募集又は販売することが禁じられております。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行株式数について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 8,710,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、8,710,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 21 年 11 月 27 日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 8,710,000 株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を、平成 21 年 12 月 28 日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 21 年 12 月 22 日（火）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下、「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関して、野村證券株式会社は、大和証券エスエムピー株式会社と協議の上、その裁量により、これらを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	273,930,000 株
(2) 公募増資による増加株式数	58,100,000 株
(3) 公募増資後の発行済株式総数	332,030,000 株
(4) 第三者割当増資による増加株式数	8,710,000 株（注）
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	340,740,000 株（注）

（注）上記(4)及び(5)は、前記1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書を米国（米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに全ての領土を含む。）向けに出版、配布、普及その他発信することは禁止されています。この文書に記載されている証券は、1933 年米国証券法（改正を含む。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づく証券の登録に係る免除を受けない限り、米国において募集又は販売することが禁じられております。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 119,021,950,000 円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限 17,840,245,000 円と合わせて、手取概算額合計上限 136,862,195,000 円について、平成 21 年 10 月末日現在で存する当社の借入金 112,700,000,000 円の返済に充当する予定です。

なお、残額が生じた場合は、具体的な資金需要が生じるまでは安全性の高い金融商品で運用する予定です。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、当社の借入金の返済等に充当します。これにより、強固なグループ財務基盤の構築、ひいては当社グループの競争力の源泉である傘下生命保険会社各社による企業価値向上に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性維持に留意し、グループとして必要な内部留保を確保した上で、株主価値の向上に取組み、安定的な利益配分を実施していくことを基本方針としております。

#### (2) 配当決定に当たっての考え方

配当は、従来どおり、期末日を基準とした株主総会決議による年 1 回を継続いたします。

#### (3) 内部留保資金の使途

上記の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の経営の健全性維持のために必要な内部留保を確保した上で、株主価値の向上のための諸施策に活用いたします。

#### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

(連結)	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 (△は 1 株当たり当期純損失)	157.45 円	149.24 円	△359.65 円
1 株当たり年間配当金	65.00 円	65.00 円	45.00 円
実績配当性向	41.3%	43.6%	—
自己資本当期純利益率	3.6%	4.2%	△18.4%
純資産配当率	1.5%	1.8%	2.4%

- (注) 1. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値です。
2. 純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金を純資産(期首 1 株当たり純資産と期末 1 株当たり純資産の平均)で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書を米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに全ての領土を含む。)向けに出版、配布、普及その他発信することは禁止されています。この文書に記載されている証券は、1933 年米国証券法(改正を含む。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づく証券の登録に係る免除を受けない限り、米国において募集又は販売することが禁じられております。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成21年3月10日	公募増資 50,508,000千円	143,849百万円	476,157百万円
平成21年3月24日	第三者割当増資 7,576,200千円	147,637百万円	479,945百万円

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	9,250円	8,140円	5,180円	2,420円
高 値	9,560円	9,180円	7,510円	3,620円
安 値	7,450円	4,920円	1,935円	1,998円
終 値	8,130円	5,220円	2,355円	2,005円
株価収益率(連結)	51.64倍	34.98倍	—	—

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成22年3月期の株価については、平成21年11月26日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成21年3月期に関しては、当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。この文書を米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに全ての領土を含む。)向けに出版、配布、普及その他発信することは禁止されています。この文書に記載されている証券は、1933年米国証券法(改正を含む。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づく証券の登録に係る免除を受けない限り、米国において募集又は販売することが禁じられております。